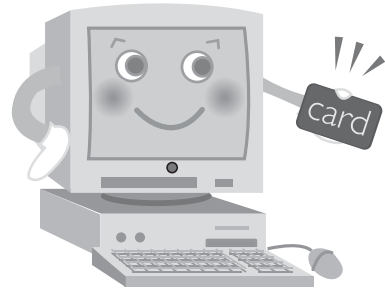


所得税と住民税のしくみが変わりました

身近でよりよい行政サービスを行うため、国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲が始まりました。それに伴いほとんどの方は、平成19年1月から所得税が減り、その分6月から住民税が増えています。しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の税負担は基本的には変わりません。



電子証明書を添付して e-Taxで電子申告される方は、最高で5,000円の税額控除が受けられます

電子証明書は電子申告を安全に行うために、本人確認や改ざんを防止する目的で使用されるもので、住基カードをお持ちの方は役場窓口で公的個人認証サービスに基づく電子証明書の発行を受けることができます。この電子証明書の取得を促進するため、平成19年分および平成20年分のいずれか1回のみ、最高で5,000円の税額控除が受けられます。

他にもこんな特典があります！

- 還付されるまでの期間が、通常の6週間から3週間程度に短縮されます。
- 還源泉徴収票や医療費の領収書などの添付が省略できます。（3年間保存が必要です）

e-Tax利用手続きの流れ（住基カードと公的個人認証を利用した場合）

1 開始届出書を提出する	開始届出書はe-Taxホームページからオンラインで提出できます。もちろん、書面で税務署に提出することも可能です。 http://www.e-tax.nta.go.jp/ (e-Taxホームページ)
2 住基カードを取得する	役場窓口で住基カードの発行申請をする。 発行手数料 500円 別途証明写真が必要。発行までに最大3週間かかります。
3 電子証明書を取得する	役場窓口で住基カードに電子証明書を格納する。 発行手数料 500円 即日取得できます。
4 ICカードリーダーライターを用意する	パソコンにつなぐICカードリーダーライターをあらかじめ用意します。対応機種のリストは次のホームページをご覧ください。 http://www.jpki-rw.jp/ (ICカードリーダーライター普及促進協議会)
5 利用者識別番号・暗証番号などが記載された通知書が届く	開始届出書を提出すると、最短で10日から最長で25日以内に税務署から利用者識別番号・暗証番号などが送付されます。
6 e-Taxホームページで初期登録する	ルート証明書のインストール、暗証番号の変更、電子証明書の登録、納税用確認番号の登録などを行います。
7 国税庁ホームページで申告書データを作成する	国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、画面の指示に従い申告書データを作成します。
8 作成した申告書データに電子署名を行う	ICカードリーダーライターをパソコンに接続し住基カードを読み込ませ作成した申告書データに電子署名を行います。
9 電子署名した申告書データをe-Taxシステムに送信	送信した申告書データが適正に受信されたことを「受信通知」で必ず確認してください。

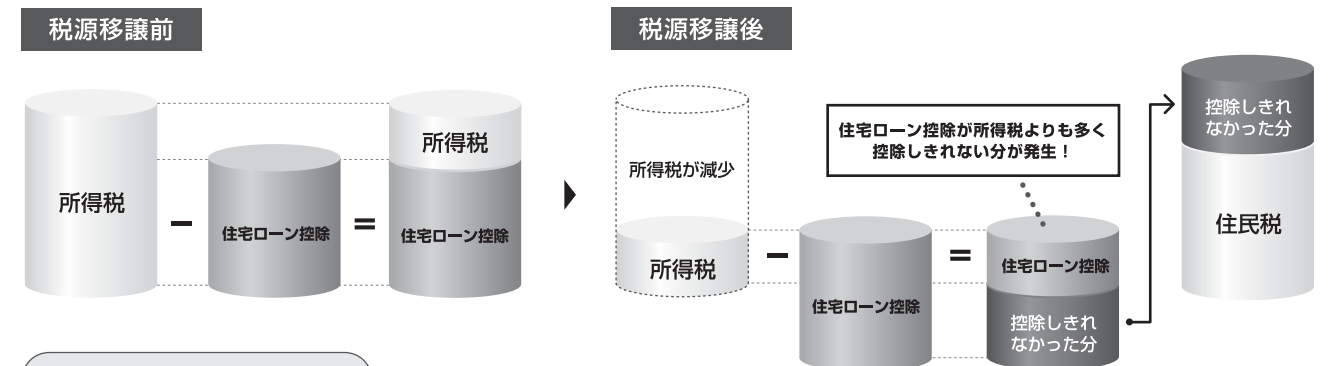
確定申告のご案内は広報はぼろ新年号でお知らせします

詳しくは、財務課税務係までお問い合わせください。 ☎ 0164-62-1211（内線256）
電子申告については、留萌税務署にお問い合わせいただく場合もあります。



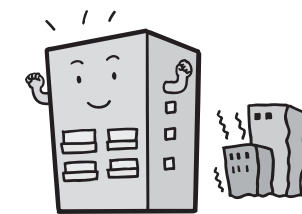
税源移譲の影響で所得税から住宅ローン控除額を控除しきれなかった場合、住民税から控除することができます

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。



住宅ローン控除 Q&A

- | | | |
|---|--|---|
| <p>Q 「平成19年度以降に入居した場合は？」</p> <p>A 住民税の住宅ローン控除の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、詳しくはお問い合わせください。</p> | <p>Q 「毎年申告する必要があるんですか？」</p> <p>A 住民税の住宅ローン控除の適用は平成20年度以降、住民税の住宅ローン控除を受けるためには、毎年申告が必要となります。</p> | <p>Q 「申告の方法を教えてください」</p> <p>A 控除申告書の提出が必要です。所得税の確定申告をされない方は源泉徴収票を添付して町に提出。確定申告をされる方は、申告書とともに提出してください。</p> |
|---|--|---|



住民税の地震保険料控除が創設されました

近年多発している地震災害を受け、地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る目的で、損害保険料控除の内容が変わり、地震保険料控除として新たに創設されました。

	控除内容	控除限度額
損害保険料控除 平成19年度まで	長期損害保険(保険料が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約のもの)	10,000円
	短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円
	長期損害保険と短期損害保険がある場合	10,000円
地震保険料控除 平成20年度から	控除内容	控除限度額
	地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円

※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、損害保険料控除が適用になります。（ただし、地震保険料控除とあわせて上限25,000円）